

遠別町子どもの読書活動推進計画 (第3次)

＜令和5年度～令和9年度＞



令和5年3月
遠別町教育委員会

第1章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

1 読書活動推進の意義

子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに育つために求められているのは、学校における教育活動のみならず、家庭や地域社会における様々な体験活動を通じ、自ら学び自ら考える力、社会でたくましく生きる力をはぐくむための環境づくりと言えます。

子どもたちが感性と創造力を豊かにし、自己表現力を高め、人生をより良く生きていく力を身に付けていくうえで、読書活動は欠くことのできないものですが、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年実施している「学校読書調査」を見ると、「1ヶ月に読む本の平均冊数」及び「1ヶ月に1冊も本を読まない“不読者”の割合」のいずれにおいても、学校段階が上がるほど読書をしない割合が増える傾向にあることが示されております。

テレビやインターネットなど様々な情報メディアの普及・情報端末の発達により、多様な情報が簡単で瞬時に入手できるようになりました。このような高度情報社会により利便性が向上した反面、子どもたちの読書離れ、活字離れに歯止めをかけるためにも、社会全体でより一層子どもの読書活動の推進を図る必要性が指摘されているところです。

読書活動は、文章理解力や想像力、思考力を養うばかりではなく、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、社会に参画していくために必要な知識や教養と、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくうえで、大変重要なものであります。

遠別町においては、子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の理念や各種推進計画を尊重し、家庭・地域・学校の連携と協力による読書環境整備を進めるために、平成25年の「遠別町子ども読書活動推進計画」に続き、平成30年に第2次計画を策定し、第3次計画をこの度作成し、子どもの読書活動の推進を図ることとします。

2 本計画の位置づけ

本計画は、時代背景を考察しながら、遠別町の子どもがその成長に応じて読書に親しめる具体的な取組みを掲げ、子どもの読書活動に必要な環境整備など「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考え方を示すものとします。

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 基本方針

読書活動は、自ら学ぶ楽しさや新しいことを知る喜びを体得し、社会に参画していくため必要な知識や教養を身につけるとともに、生涯にわたり学んでいく習慣を身に付けていくうえで、大変貴重なものであるため、次の取組みを通じて、子どもの自主的な読書活動の推進を図ることとします。

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校のそれぞれが相互に連携・協力して、子どもが自ら進んで読書活動ができるような取組みの推進と体制整備に努めることとします。

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書習慣を支えるためには、子どもの発達段階に応じた子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書活動の幅を広げる機会の提供が必要であり、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要です。

子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、生涯学習センター及び小中学校の図書室の図書資料や読書推進活動を充実させ、子どもが身近に読書ができる環境の整備に努めることとします。

(3) 子どもの読書活動を推進するための普及啓発活動の促進

子どもの読書活動を推進する社会的機運を高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、地域における関係機関やボランティア団体などとの連携・協力による普及啓発活動の促進を図るよう努めることとします。

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、ボランティア団体の協力により、幼児センターにおいてリトルキッズお話し会、小学校においての出前お話し会の実施など、家庭における子ども読書活動のきっかけづくり、あるいは子どもが自主的に読書活動を行うことができるような取組みの推進に努めています。

しかしながら、生涯学習センター図書室においては、利用者数及び貸出し冊数は減少傾向にあります。

関係機関やボランティア団体などと連携・協力によるこうした取組みを継続し、子どもの読書活動の推進が図られることが求められています。

【今後の取組】

① 家庭における読書活動のきっかけづくり

家庭において、親子で本に親しみ、読書活動のきっかけにするため、ボランティア団体等と連携・協力のもとリトルキッズお話し会などの読み聞かせ事業を継続実施し、読書の大切さを伝えていきます。

② 保護者に対する読書活動への理解の促進

各種啓発資料などを利用して、少ない時間であっても、毎日「本」を読み聞かせることや、幼児期からの読書習慣の大切さ、思春期における心の育成に大切なことなどを周知しながら、保護者に対する読書活動への理解の促進に努めます。



2 地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもにとって、地域の図書館（室）は、学校図書室とともに、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、また、保護者にとっても、子どもと一緒に読書に親しむ場所でもあります。

一方で、生涯学習センター図書室においては、人口減少、紙媒体による活字離れ等の理由により、大人も含め、年々、利用者、貸出冊数が減少しております。

また、図書室としてのニーズが多様化しているため、図書資料の充実を図るとともに、関係機関、団体と連携し、町全体の子どもの読書活動をより活発化するため計画的に推進することが課題となっています。

このようなことから、本町では、子どもの読書活動の推進のため、生涯学習センターの図書資料の整備・充実に努めるとともに、休日利用のニーズに対応するため、隔週ではありますが日曜開放を実施しております。さらに、ボランティア団体との連携による事業の展開や支援体制の充実に努めています。

【今後の取組】

① 生涯学習センター図書室を利用した子どもの読書活動の推進

ア 子どもと本を結ぶ取組みの実施

子どもと本の出会いの場としての図書館機能の充実の一環として、生涯学習センター図書室における第1・第3・第5日曜日の図書室開放を継続実施するとともに、利用状況に応じて一層の充実を図るものとします。

イ 図書・資料の充実

乳幼児から青少年までの読書活動を推進するため、各年代の興味・関心や読書意欲を高める図書資料の収集・提供に努めます。

ウ 利用しやすい施設環境づくり

子どもや保護者が利用しやすいように、書架や利用案内板を工夫するなど、利用しやすい施設環境の整備を目指します。

エ 図書の情報発信

子どもの発達段階に応じた優良な図書資料の広報に努めます。

② ボランティア団体及び関係機関との連携・協力の促進

ア ボランティア団体との連携・協力

読書活動に携わるボランティア団体との連携・協力のもと、読み聞かせ事業など各種取組みの実施により、地域ぐるみの子どもの読書活動の推進を図ります。

イ 生涯学習センター図書室及び各学校の図書室関係職員との連携・協力

生涯学習センター図書室及び各学校の図書室の関係職員が、学校向け事業や子どもの読書活動、収蔵図書等の情報共有や情報交換を行うなど、連携・協力体制の強化に努めます。

ウ 他図書館（室）とのネットワークの充実

生涯学習センター図書室に所蔵していない図書を道立図書館等から借用するなど、ネットワーク化により読書活動に関する住民サービスの向上に努めます。

また、新型コロナウイルス等の感染症が幾度も拡大を繰り返す中、感染防止を継続しながらの運営が求められており、子どもの本離れを防ぐためにも注目される電子書籍の導入も視野に入れて安心安全な読書体制を整備していきます。

③ 図書室担当職員の研修の充実

子どもや保護者から親しまれ、図書についての相談等に応じられるよう、生涯学習センター図書室担当職員の研修の充実に努めます。



3 学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。

学校教育法では、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されており、さらに学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的、基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養うため言語活動を充実することとされ、発達段階に応じ読書指導を行うことが求められていることを踏まえ、小中学校においては朝の読書活動など各学校の実情に応じた読書活動を積極的に行い、読書意欲の向上に努めています。

また、学校図書室は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場でもあることから、豊かな読書経験の機会を拡充していくため、多様な興味・関心に応える魅力的な図書資料を充実させるため、「移動図書」を実施しています。

【今後の取組】

① 読書習慣の確立と読書の幅を広げる取組

子どもが自発的・主体的な読書活動と読書習慣を身につけるため、「朝の読書」など各学校の実情に応じた読書活動の充実、様々な分野の本に触れる機会の拡充、読書量の目標設定など読書を楽しみながら学校や家庭での読書習慣を確立し、さらに読書の幅を広げるための取り組みの充実に努めます。

② 各学校図書室を活用した読書指導の充実

ア 各学校の図書室の効果的な活用

各学校の図書室の機能と利用の方法、図書の分類と配列、学習参考図書の利用方法などについて、子どもの理解を深めるように努めます。

イ 教職員の連携による指導の充実

言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校の図書室を活用した教科などの学習活動や日常の読書活動を充実させるため、教職員が連携して学校全体で子どもの学習活動や読書活動を支援・指導していく体制の充実に努めます。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

保護者や地域のボランティア団体などとの連携により、学校での読書活動の充実に努めます。

④ 各学校の図書室の図書資料の整備・充実

子どもが日常的に読書を楽しむ場、様々な学習活動を行う場として、子どもの多様な興味・関心に応える図書資料の整備や充実に努めます。

4 普及啓発活動

【現状と課題】

国が平成13年に公布した「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に、4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められています。また、文字・活字文化について関心と理解を深めるために「文字・活字文化振興法」により、10月27日を「文字・活字文化の日」とすることが定められています。

そして、各自治体にあつては、その趣旨にふさわしい各種の取組みが求められており、本町では、町内児童及び生徒を対象とした「読書感想文コンクール（作品募集・審査・表彰式・作品集発行）」の実施、生涯学習センター図書室での貸本奨励（読書感想文コンクール表彰式において「読書奨励賞」として表彰）を実施するなど、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める取組みにより、子どもの読書活動の普及に努めているところです。



また、毎月「図書室だより」を発行し、読書の啓蒙普及活動を行っておりますが、保護者等の興味を引く活動が課題となっています。

【今後の取組】

① 読書週間などの啓発広報

「子ども読書の日」や「子ども読書週間」に関わる啓発活動の取組みや、子ども読書活動の推進に向けた取組みの一層の充実を図ります。

② 各種情報の収集・提供

地域・学校・ボランティア団体などにおける子どもの読書活動に関わる情報の収集を図るとともに、お知らせ広報、双方向通信、ホームページ掲載等の各種媒体を通じた情報発信、図書室内掲示を活用した情報提供など、様々な機会を活用して、町民に広く情報を発信していきます。



北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター